

資料2

H28.9.16生活困窮者自立支援制度

全国担当者会議

平成29年度 概算要求等について

1 社会・援護局（社会）平成29年度 概算要求のポイント

I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 【41億円】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

- 世帯全体の複合的な課題を受け止める包括的・総合的な相談支援等の推進
- 地域の支え合いの再生・活性化
- 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進

II 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施 【3兆72億円】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度により、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進。

- 子どもの学習支援事業の強化
- 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化
- 生活困窮者等の就労準備支援の充実
- 生活困窮者自立支援試行的事業の実施
- 医療扶助の適正実施の更なる推進 など

III 福祉・介護人材確保対策等の推進 【90億円】

福祉・介護人材の確保のため、法改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金（→老健局計上）などにより総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進
- 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル的な取組の実施 など

IV 熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

【8.8億円】

長期化する避難生活や応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。

○経済連携協定の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者への支援)

○社会福祉施設等に対する支援

○東日本大震災の復興支援

平成29年度概算要求額 3兆504億円 ※復興特別会計分、優先課題推進枠分を含む。
平成28年度当初予算額 3兆 20億円
差 引 +483億円 (対前年度+1.6%)

2 平成29年度 生活困窮者自立支援法等関係予算の概算要求

(単位:億円)

	事業名 (補助率)	平成28年度 予算額	平成29年度 概算要求額	増▲減額	H29新規要求の内容
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4)	136 (182)	136 (182)	0 (0)	居住支援の強化
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)	0 (0)	
	被保護者就労支援事業(3/4)	64 (86)	64 (86)	0 (0)	
	小計	218 (290)	218 (290)	0 (0)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3)	35 (53)	36 (53)	0 (1)	【推進枠】就労準備支援の充実(生活困窮者分)
	被保護者就労準備支援事業(2/3)	29 (43)	31 (47)	3 (4)	【推進枠】就労準備支援の充実(被保護者分)
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)	0 (0)	
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)	0 (0)	
	子どもの学習支援事業(1/2)	33 (66)	37 (75)	4 (9)	【推進枠】子どもの学習支援事業の強化
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2、 3/4)	44 (87)	65 (120)	21 (33)	【推進枠】子どもの学習支援事業の強化 【推進枠】生活困窮者自立支援試行的事業
	小計	183 (322)	212 (368)	29 (46)	
合計		400 (612)	429 (659)	29 (46)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

① 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 要求

自立相談支援事業（必須事業・国庫負担割合3/4）の加算により対応する

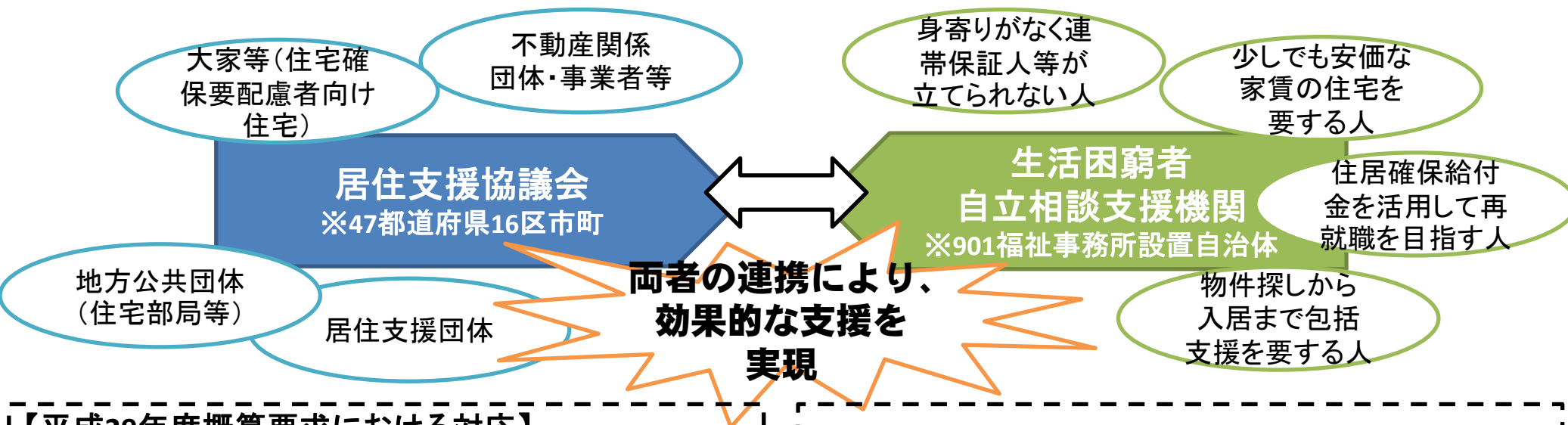
住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

○生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。

※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



【平成29年度概算要求における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

【平成29年度概算要求における対応】

自立相談支援事業の加算対応
相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施

② 生活困窮者等の就労準備支援の充実について

8. 7億円(うち困窮者分2.1億円)【推進枠】

課題

- **就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難である者(支援困難者)が増加**するとともに、就労した被保護者等(生活困窮者を含む)についても、短期間で離退職を繰り返す傾向にある。
- さらに、生活リズムが崩れている、就労意欲の低い被保護者等については、既に被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施してきているところ。
- その中でも特に、**障害の疑いがある者については、その特性に応じた、より専門的かつ手厚い支援を行うことが必要**。(障害者手帳を取得している者は障害福祉サービスが受けられるが、取得していない者は、同等のサービスを受けることが困難な状況)

対応

- 自治体が就労移行支援事業所を有する社会福祉法人等に委託(被保護者就労準備支援事業等)し、そのノウハウを活用した就労支援を行う。
※ 併せて、制度改正に向けた議論のための当該スキームによる就労支援実績等のエビデンス収集を行う。

自治体

障害者への就労支援

- 基礎体力の向上、集中力・持続力等の修得(基礎訓練)
- 職場見学・実習、求職活動(実践的訓練)
- 就職後の相談等(職場定着支援)

委託

就労移行支援事業所



【対象者】

一般就労等を希望する原則18歳以上から65歳未満の障害や難病のある者

【2つの側面からの支援】

職業訓練等の支援
(実践的訓練)



福祉職による支援
(基礎的訓練)



【配置職員】

- サービス管理責任者
- 生活支援員
- 職業指導員
- 就労支援員

障害者への支援により蓄積されたノウハウ

- より利用者に密着した寄り添い型、伴走型の支援
- 多くの阻害要因を抱える利用者への柔軟な対応
- 企業等地域の社会資源との信頼関係

支援困難者

精神障害や気分障害に近い特徴を持つ者も多く障害者への就労支援ニーズと類似する

就労支援

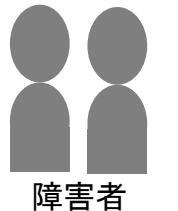
支援員に加えて、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員が連携し、一人一人に対して寄り添い型の支援を実施。

対象者

(必要な支援の違い)



対象者層



一般就労

福祉的就労

※ 利用者の支援に支障がない場合は、①施設を就労移行支援事業所以外の事業を実施すること、②従業者を就労支援事業以外の事業に従事させることが可能

(参考)就労移行支援事業と被保護者就労準備支援事業の比較

就労移行支援事業

4職種が連携することで多角的に対象者の能力や適性を把握し、就労へ向けた手厚い支援を実施することができる。

(職員配置) 根拠:基準省令175条

(支援内容) 根拠:障害者総合支援法施行規則

※ サービス管理責任者
(利用者60人あたり1人の配置)

※ 職業指導員

※ 生活支援員

(併せて利用者6人あたり1人以上の配置)

就労支援員
(利用者15人あたり1人の配置)

・ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

・ 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供

・ 求職活動に関する支援
・ 適性に合った職場の開拓

※ ・ 就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援

※制度上、就労移行支援事業所でのみ規定されているもの。

例: 利用者60人当たりの職員配置
15人(内訳: サービス管理責任者1人、職業指導員・生活支援員10人、就労支援員4人)

被保護者就労準備支援事業

就労支援員のみで支援を実施するため、障害の疑いがある者については十分な対応ができていない。

(職員配置) 課長通知

(支援内容) 課長通知

支援員
(利用者15人あたり1人の配置)

日常生活自立に関する支援
(適切な生活習慣の形成を促すことを目的とする)
・ 対象者への電話、自宅訪問等による起床や定時通所の促し 等

社会生活自立に関する支援
(社会的能力の形成を促すことを目的とする)
・ 挨拶の励行等、基本的コミュニケーション能力の形成 等

就労自立に関する支援
(一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すことを目的とする)
・ 模擬面接の実施、履歴書の作成訓練
・ ビジネスマナー講習、基礎技能・能力の習得訓練 等

例: 利用者60人当たりの職員配置
4人(内訳: 支援員4人)

就労移行支援事業所を活用することによるメリット

【効果的な支援の実施】

○障害の疑いがある者について、これまで支援員のみで実施してきた支援を就労移行支援事業所に配置される4職種が連携して実施することによって効果的な支援が可能となる。

【被保護者就労準備支援事業の実施率向上】

○現在、実施率が約30%である当該事業についてすでに支援のノウハウのある就労移行支援事業所で実施することが可能となることで、自治体の当該事業への取り組み易くなり、**実施率の向上が図れる。**

③ 子どもの学習支援の強化について

44億円【一部推進枠】

- 平成26年度に「子どもの貧困対策大綱」が策定、27年度には「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」が策定されるとともに、28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」に子ども関連の施策が盛り込まれるなど、昨今、子どもの貧困対策関係ではたびたび施策の充実が求められている。
- そうした動きの中で、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業などについても、更なる充実策を検討していく必要がある。
- 特に、身近な地域での学習支援を可能とするため、事業実施箇所数の増加や潜在的な生活困窮世帯の子ども達に早期にアプローチする支援を積極的に展開する必要がある。

課題と必要な対応

【課題】

- ① 事業の実施や充実を図るためには、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要性を感じているものの、十分に連携が取れていない状況。

※約40%が「小中学校との連携」、約65%が「教育委員会との連携に必要性を感じている」と回答(学習支援事業の運営実践事例集報告書より)

- ② 生活支援の観点から各地で取り組まれている民間の実践と、事業を共同企画・共同実施すれば、生活力の向上や潜在的な事業未利用者の掘り起こしが見込まれる。

《参考》平成28年度には、高校中退防止の取組と家庭訪問の取組を強化し、事業利用世帯の子どもに対する意欲向上を行った。

- ③ 貧困の連鎖を防止する事業として、本事業を全国で実施する必要があるが、人口規模の小さな自治体では事業が実施されない傾向があることや、自治体から、事業受託団体や人材が不足しているとのニーズがあることから、団体や人材の開拓が必要。

※約40%の自治体が「事業の担い手が不足」と回答、約70%の受託団体が「ボランティア等の人員確保が課題」と回答(学習支援事業の運営実践事例集報告書より)

《参考》平成28年度事業実施自治体…425自治体



【対応方針と具体策】

(1) 教育機関や民間の実践との連携関係構築

- ・課題①・②に対応するため、学校や教育委員会との定期的な情報共有や、生活支援の観点から取り組まれている民間の実践の掘り起こしや、連携を図るための専門コーディネーター(学習支援専門コーディネーター(仮称))を設置。

(2) 生活力の向上に向けた学習支援事業メニューの充実

- ・課題②に対応するため、子どもの学習支援事業において、地域や民間の取組(料理体験や職業体験等)と共同した取組を全体として補助対象とする。

(3) 事業の担い手(受託団体やボランティア等)の確保策の強化

- ・事業受託団体の開拓及び学習支援員の質向上の研修を実施するための育成・開拓員(学習支援事業育成・開拓員(仮称))を設置。

事業内容と期待される効果、実施方法

(1) 教育機関や民間の実践との連携関係構築

期待される効果 ⇒ 教育機関と定期的な情報共有の場を設け、事業趣旨の共有を始めとした関係を構築することで、学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい環境をつくる。さらには、良好な関係を構築することで、事業の受託先となり得る、地域の教員OB等の教育経験者や団体の紹介が期待される。

また、料理体験や地元企業における職業体験など、地域や民間の取組と、学習支援事業との共同企画をコーディネートすることで、学習以外の面からも将来の自立に向けた支援の充実が図られる。

実施方法 ⇒ 全福祉事務所設置自治体にて任意で実施(学習支援事業未実施自治体についても、翌年度の実施に向けて本取組は実施)。また、必要に応じて、専門コーディネーターを福祉事務所設置自治体に配置し、本取組を支援。

(2) 生活力の向上に向けた学習支援事業メニューの充実

期待される効果 ⇒ 生活力の向上に資する民間の取組(料理体験や職業体験等)と学習支援事業が共同企画・共同実施することで、子どもの自立のために必要な多角的な支援が期待できるほか、地域や民間の取組を居場所機能とし、対象となる子どもを掘り起こすことで、学習支援に繋げることが期待できる。

実施方法 ⇒ 学習支援事業実施自治体にて実施。

※地域や民間の取組へ委託する場合は、自立相談支援機関との連携や、同一の建物等での学習教室の実施を条件。

(3) 事業の担い手(受託団体やボランティア等)の確保策の強化

期待される効果 ⇒ 経験値を活かして、事業受託団体の開拓や学習支援員となるボランティアの確保を図ることにより、身近な地域での学習支援事業の実施が可能となり、ハードルとなっていた人材確保という点が解消できる。

さらに、世帯に問題を抱える子どもに対しての接し方や、学習支援事業の意義の共有など、学習支援員の質の向上を図ることができる。

実施方法 ⇒ 学習支援事業育成・開拓員(仮称)については全都道府県を対象に任意で配置し、県内全域を支援。

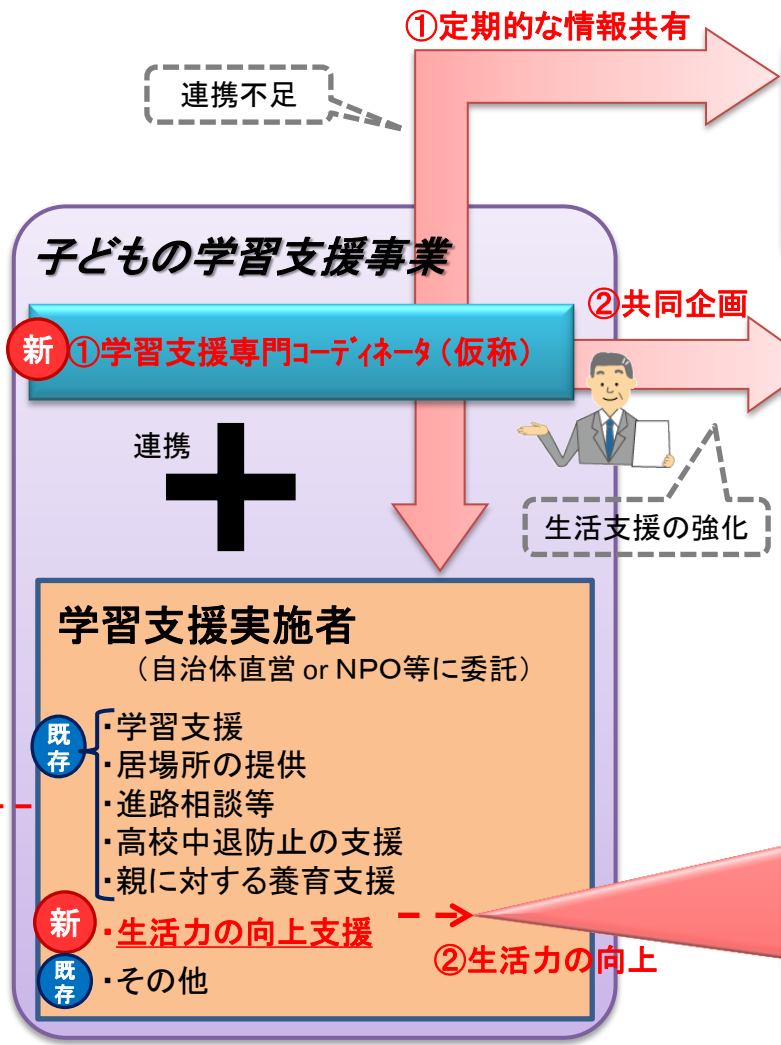
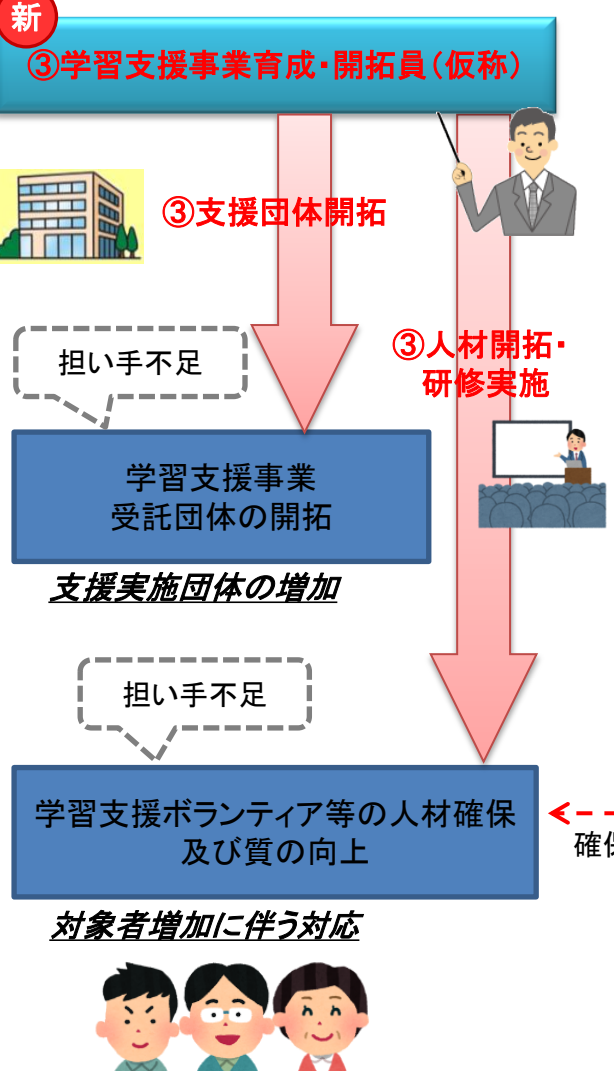


(参考)子どもの学習支援の強化について(イメージ図)



【都道府県】

【福祉事務所設置自治体】



教育委員会
+
小中学校

料理体験、地元企業での職業体験、ワークショップ(創作体験)など、**地域や民間の取組**

生活力の向上に資する地域や民間の取組から対象者を掘り起こし、学習支援につなげるために、①次年度にそこで学習教室を行う(学習支援展開計画の提出)、②自立相談支援機関と必ず連携する、といったことを条件とすることで、補助対象とする。

例) H29年度は『生活力の向上支援』を実施するとともに、自立相談支援機関と連携。H30年度から『学習支援』の取組を追加。

※既にこれらの事業を実施している自治体が補助対象とする場合は、同一建物(会場)での学習支援の実施や、自立相談支援機関との連携を条件とする。

※①について、子どもの学習支援事業を実施していない自治体が来年度に向けて実施する場合には、その他事業として実施。
 ※③については、都道府県が広域的に実施

④ 生活困窮者自立支援試行的事業

15億円【推進枠】

- 生活困窮者の自立支援においては、法に基づく事業のみならず、他制度・他機関との連携や地域の社会資源の活用など、多種多様な支援ツールを用意しておくことが重要。
- 現行においては、各自治体の創意工夫により支援策が講じられているところであるが、中には、自治体として有効な支援策と考えられるものの補助事業の制約や財政的な問題から事業化できないと言った声も聞かれることから、試行的事業として実施することにより、各自治体の取組を支援する。

現状と課題

- 現状では法定事業のその他事業として「地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等の推進」のための事業が定められている(補助率1/2)。
 - ・就労訓練推進事業、社会資源の活用促進・開発事業、都道府県研修等人材養成研修推進事業など
- 一方、自治体からは支援を行う上で、何らかの現金・現物給付(実費負担)が効果的に作用する場合がある等の声を聞くが、現行ではそれらの経費は補助対象とはしていない。
- 次期制度改正に向けて、こうした支援が有効なものであるかという検証も可能となることから、試行的事業として取組を支援するものである。

事業内容

- 地域の実情に応じた生活困窮者の支援を推進する事業であって、既存の補助事業の対象とならない取組。
 - ※ 事業実績報告において、当該取組のもたらす効果について自己評価を義務づけ。
 - ※ 支援実績が一定の基準を満たすなど、補助が可能となる自治体を明確化。

※ 補助金「その他事業」

【補助率】 3/4

⑤ 平成29年度における経過措置の取扱いについて(案)

各事業の国庫負担・補助においては、制度施行初年度の平成27年度に引き続き、28年度においても基準額に一定の経過措置を設けているところ。

これらの経過措置については、基本的には廃止していくことが必要と考えているが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、以下の方向性により年末に向けて検討。

平成28年度

自立相談支援事業

- ・保護率が2%以上 ⇒ 基準額×1.2
 - ・保護率が3%以上 ⇒ 基準額×1.5
 - ・住宅支援給付の給付実績が一定以上 ⇒ 基準額×1.2
-
- ・H26モデル事業が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.3

子どもの学習支援事業

- ・H27に経過措置を受けていた自治体について、H27の国庫補助基準額×0.9がH28基準額よりも高い
⇒ H27国庫補助基準額×0.9

一時生活支援事業、ホームレス加算(自立相談支援事業)

- ・H28所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業

- ・H26実績が基準額よりも高い
被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.14
被保護者就労準備支援事業
⇒ 基準額+(H26実績額-基準額)×2/3

平成29年度

- ・保護率及び住居確保給付金にかかる経過措置は、実績等について分析する必要があることから、H29年度についても継続することを検討(継続する場合、前年度の保護率及び住居確保給付金の実績を勘案)
- ・モデル事業にかかる経過措置についても激変緩和の観点からH29年度においても継続することを検討(例えば29年度については基準額×1.1とするなど倍率は徐々に減)

- ・H29年度においても経過措置を残すことについて検討。この場合、前年度国庫補助基準額の0.9倍を基準額とするなどを検討
- ・また、生活困窮者自立支援法全体の見直しを行う際には、経過措置について改めて検討

- ・H29年度においても経過措置を残すことについて検討。なお、生活困窮者自立支援法全体の見直しを行う際には、改めて検討

- ・激変緩和の観点からH29年度においても継続することを検討(その場合は徐々に減)

小中学校区

ご近所、自治会

A地区



様々な課題を抱える住民
(生活困窮、障害、認知症等)

地域の社会資源

(インフォーマルサービス等)

ボランティア、PTA、老人クラブ、子ども会、NPO 等

地域活動を行う地区社協、福祉委員会等

地域課題の把握

地域活動を行う人材の発掘、育成

→ 生涯現役社会の実現

民生委員・児童委員

相互連携／生活支援コーディネーター、CSW等による
バックアップ(住民による地域活動の体制強化)

地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根差した活動を行うNPOなどが中心となって、**小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域活動を把握して解決を試みる体制づくり**を支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。

共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)

※平成28年度モデル事業(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)で実施

福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築。支援内容の調整等

地域では解決できない課題

生活困窮

相談支援包括化推進員※

包括的・総合的な
相談支援体制の確立

児童

高齢

雇用

障害

市町村

育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、**世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくり**を進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。